

学校体育施設の開放時間について

平成27年4月1日
小松市教育委員会

小松市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則の一部が改正され、平成24年4月1日から学校体育施設の使用時間について下記の方針・申請手順で運用することとなりました。
(平成27年4月1日 申請手順について一部改正)

1 方針

- 学校体育施設の開放時間は、平日は原則として18時から21時までとする。ただし、延長使用希望団体の事情、地域の実情及び周辺生活への影響について各学校開放運営協議会の意見を聞いた上で、屋内体育施設については、延長できるものとする。
- 許可を受けて延長使用した際には、22時までに施設の鍵を管理指導員に返却するものとする。
- 屋外運動場（グラウンド）の延長使用は認めない。
- 開放時間延長申請については、最長6ヶ月ごとに申請受理・許可するものとする。
(年間通してや、開放学校、使用団体ごとに延長を認めるものではない)

2 学校開放運営協議会について

(1) 学校開放運営協議会

学校体育施設の開放事業を円滑効果的に実施するため、開放学校に学校開放運営協議会を置く。
この場合において、校下体育協会をこれに充てることができる。

(小松市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する規則 第4条)

(2) 開放学校に運営協議会がない場合

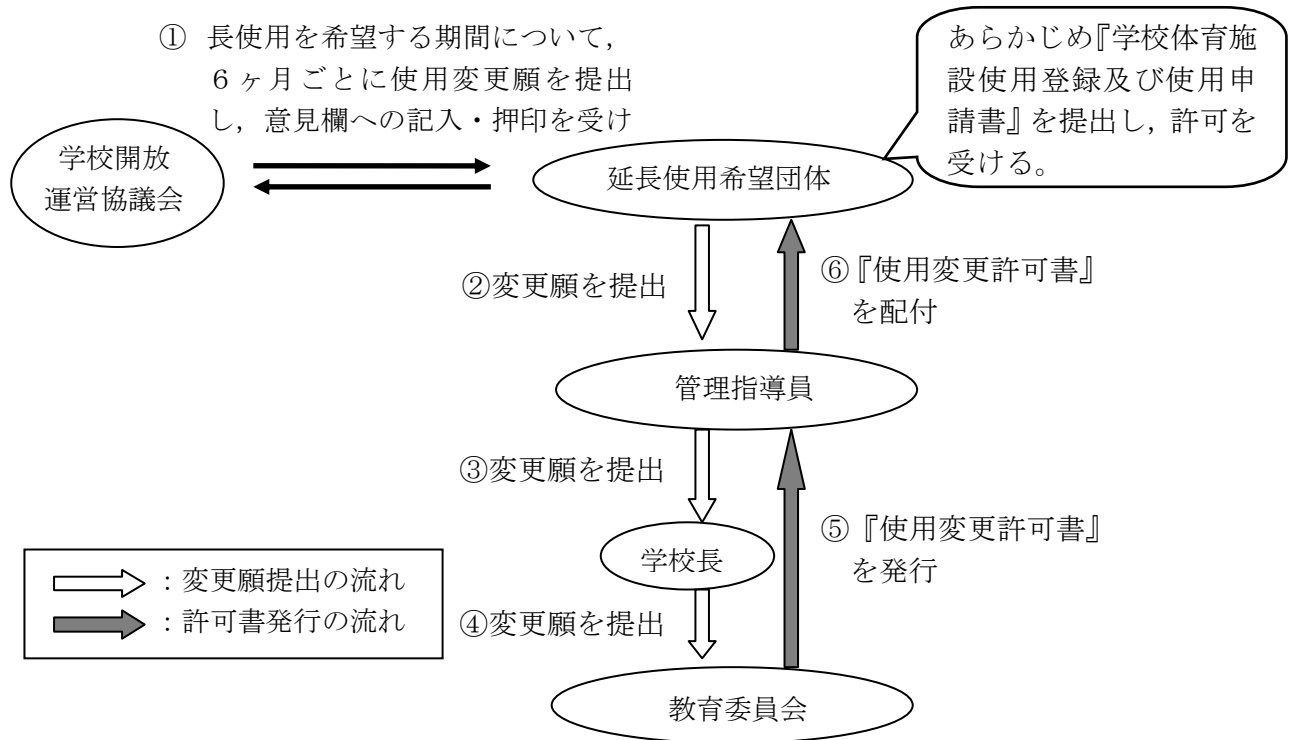
- ・ 校下体育協会
- ・ 校下における体育行事運営にかかわる組織等（当該校下の実情によって可とする）

※ 地域の実情等の条件について検討、意見を出す組織が全くない場合は延長許可できません。

3 使用時間延長の申請・許可の手順

延長使用を希望する団体は、『学校体育施設使用登録及び使用申請書』を提出し許可を受ける。その上で延長を希望する期間について変更申請をする。

※ 申請書には延長を希望する時間まで記入してください。許可書には、使用時間は9時までとさせていただきますが、別途、使用変更許可書をお送りします。



延長使用希望団体

①使用時間延長を希望する期間について、延長希望期間の10日以前に『学校体育施設使用変更願』を学校開放運営協議会に提出し、意見の記入と代表者の押印を得た上で、②管理指導員に提出

※ 使用時間延長の申請は最長6ヶ月ごとに行う。

管理指導員

③変更事項（使用時間）、必要事項の記入等を確認して変更願を受理し、学校長へ提出

開放学校 校長

④変更内容について適正と認められるときは教育委員会へ提出

教育委員会

⑤変更願を受理、『学校体育施設使用変更許可書』を発行。使用団体に送付